

病児保育事業利用料が 無償となる場合があります

保育の必要性（※１）がある３歳児～５歳児で下記のいずれかに該当するお子さん（保育の必要性がある０～２歳児のお子さんは、住民税非課税世帯のみ対象になります。）

対象者

- i 認可外保育施設に通っている
- ii 園に在籍せず一時預かり等を利用している
- iii 福島大学附属幼稚園に在籍し施設等利用給付認定を受けている。（福島大学附属幼稚園で預かり保育を実施していないため。）

※１ 父母等が就労、妊娠・出産、疾病・障がい、求職活動等により家庭で保育ができない場合



認可外保育施設や一時預かり等の利用料と病児保育事業利用料を合算して下記月額まで無償となります。なお、下記月額を超えた分は無償化の対象外（保護者負担）です。

無償化 対象額

- ・３歳児～５歳児 月額40,300円まで
 - ・０歳児～２歳児 月額45,700円まで（住民税非課税世帯）
 - ・福島大学附属幼稚園に在籍しているお子さん（施設等利用給付認定２号）は、一時預かり等の利用料と合算して月額12,300円まで
- ※食材料費等（給食・おやつ等）、通園送迎費等は無償化の対象となりません。

■提出書類

- ① 請求書（市様式、市ホームページからダウンロード可）
- ② 支援提供証明書兼領収書（施設が発行）

■提出先

主に利用している施設へ提出してください。（幼保企画課幼保給付係へ直接提出も可能です。なお、複数施設を併用している場合は、まとめてご提出願います。）

■提出時期

- ① ７月（４～６月分請求） ② １０月（７～９月分請求）
- ③ １月（１０～１２月分請求） ④ ４月（１～３月分請求）

※お支払いまでに２か月程度かかります。

無償化の請求について

対象となるか、裏面もご確認ください。

お問い合わせ先

- ・無償化について 幼保給付係 ☎ 024-573-2021
- ・保育の必要性の認定について 幼保認定係 ☎ 024-525-3750

